

会社を守る法律講座

第13回

「切り餅裁判」から考える知的財産権

——業界2位の越後製菓が、特許侵害で、業界1位の佐藤食品工業（佐藤食品）を訴え、サトウの切り餅が製造中止になりました。

前田 特許対象は最先端技術ばかりではありません。越後製菓が切り餅の側面に切れ込みを入れ、先に特許を取得。その後、佐藤食品は側面に加え、上下面にも切り

込みを入れる特許を取得しました。第1審では特許侵害に当たらないとしていましたが、3月2日の控訴審は佐藤食品に製造禁止、約8億円の賠償、製造装置の破棄を命じた逆転判決を下しました。

——判決がコロナコ変わるのでは、企業はリスクを抱えたまま経済活動をしなければなりません。

弁護士 前田 尚一

1959年10月22日生まれ。北海道札幌市出身。札幌大学法学部卒業。札幌大学法学部教授。札幌大学法学部教授。札幌大学法学部教授。



前田 「切り餅裁判」の判決前日には、日立IC複写技術訴訟の控訴審があり、1審では約6300万円の支払いだったものが約290万円に大幅減額されました。有名な「青色LED特許訴訟」でも、1審は、発明者である従業員

財産の創出のため、創出者のインセンティブを保障する一方、産業や文化の発展を図るため、利用の便宜も図る」とは言っても、経済活動の実態を把握し、どのように法律の世界に取り込むかという判断は、担当する裁判長の基本的姿勢で大きく変わります。佐藤食品の場合、控訴審判決後、株価が急落するなどの事態も起きています。予見できない裁判結果が経営に与える影響は、多岐に及ぶのです。

——大手企業ばかりですね。

前田 それは違います。特許権等の技術的な知的財産権は、東京地裁と大阪地裁だけが第1審管轄を有し（専属管轄）、東京高裁の特別の支部である知財高裁が控訴審とされているため誤解が多いのです。知的財産権は、特許権のほか実用新案、育成者権、意匠権、著作権、商標権など広範なもの。

——注意すべき点は。

前田尚一法律事務所

<http://www.smaedalaw.com/>

HPにて、法的観点から時事問題も解説する無料メールマガジン「本日は怖い法律問題」も登録可能

